令和元年度の県央二次保健医療圏における病院等の開設等の事前協議に係る 公募条件について

- 県央二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とします。
- 回復期機能を担う病床(地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション 病棟入院料を算定する病床)を優先的な配分対象とします。

ただし、高度急性期機能を担う病床(ICU、HCU等)及び慢性期機能を担う病床(療養病棟入院基本料を算定する病床等)については、神奈川県医療計画及び神奈川県地域医療構想の県央構想区域との整合や、県央二次保健医療圏における需要等を考慮のうえで、配分を検討します。

○ 病床配分は、地域における医療需要、人材確保の計画の実現性、収支計画等の運営計画の実現性、地域医療連携への貢献、地区医師会・地域病院協会等からの推薦や承諾があること、等の視点で総合的に評価して行います。

前年度と同じ公募条件とします。

【参考】医療法施行規則

(病床の機能の区分)

- 第三十条の三十三の二 法第三十条の十三第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の 特に高い医療を提供するもの
 - 二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する もの(前号に該当するものを除く。)
 - 三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの(急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨骨頚部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。)
 - 四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。) を入院させるもの